

平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	警察庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> 軽油引取税		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 各都道府県警察では、警察用船舶による水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、水上や離島周辺のパトロール等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全・安心を確保しているところ、当該警察用船舶の動力源に供する軽油の引取り。</p> <p>・ 特例措置の内容 警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。</p>		
関係条文	地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 1 号		
減収見込額	<p>[初年度] - (114) [平年度] - (114)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 海上及び海上からのテロ活動の未然防止、薬物・銃器密輸の水際阻止の強化等を図り、国民の安全・安心を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 警察用船舶は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り ・ 災害・水難時の捜索・救助 ・ 国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備 <p>等の水上警察活動に不可欠な資機材として用いられている。</p> <p>課税免除措置がなされた場合、当該活動に要する燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、警察用船舶の駆動時間が増加し、水上警察活動の充実が図られ、もってテロ活動の未然防止等、国民の安全・安心の確保に寄与することが見込まれる。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		
		ページ	1 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 26 年度実績評価計画書（平成 26 年 3 月 国家公安委員会・警察庁） 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 基本目標 3 組織犯罪対策の強化 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 業績目標 2 来日外国人犯罪対策の強化 基本目標 5 国の公安の維持 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
	政策の達成目標	水上警察活動の充実 （指標：ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間、水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数や保護救助人員数等）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	本則恒久措置
	同上の期間中の達成目標	海上及び海上からのテロ活動の未然防止、薬物・銃器密輸の水際阻止の強化等を図り、国民の安全・安心を確保すること。
有効性	政策目標の達成状況	ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間 平成 22 年：552.8 時間、平成 23 年：561.0 時間、平成 24 年：842.9 時間、平成 25 年 702.0 時間 水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数 平成 22 年：323 人、平成 23 年：355 人、平成 24 年：240 人、平成 25 年：155 人 水上警察活動に伴う保護救助人員数 平成 22 年：269 人、平成 23 年：144 人、平成 24 年：203 人、平成 25 年：107 人
	要望の措置の適用見込み	ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 151 隻
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本租税特別措置により、課税された場合と比べて、購入できる軽油の量が約 39%増加することとなり、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、水上警察活動が充実することで、海上及び海上からのテロ活動の未然防止や海上警備・沿岸警備の強化等が図られる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	当該課税免除措置により燃料費が削減され、警察用船舶による水上警察活動の充実に資することから、当該課税免除措置はその政策目的に整合している。警察用船舶による水上警察活動は、国民の安全・安心を確保するために必要なものであるが、当該課税免除措置は、財政面からその充実を図るための必要最小限の措置である。また、課税免除措置の適用要件が、地方税法上、船舶の使用者が当該船舶の動力源として供する軽油と明確に定められている。
	ページ	1 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の課税免除額と軽油使用量は下記のとおり。 平成 21 年度中：約 1 億 1,400 万円（約 3,560 キロリットル） 平成 22 年度中：約 1 億 1,400 万円（約 3,555 キロリットル） 平成 23 年度中：約 1 億 1,000 万円（約 3,423 キロリットル） 平成 24 年度中：約 1 億 1,400 万円（約 3,540 キロリットル） 平成 25 年度中：約 1 億 1,700 万円（約 3,631 キロリットル）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額（千円） 平成 23 年度：91,311,885 の内数 平成 24 年度：94,380,805 の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することが可能となり、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間が十分に確保されることにより、水上警察活動の充実が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>水上警察活動の維持・充実による国民の安全・安心の確保</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 22 年から 25 年においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、水上警察活動が充実し、海上及び海上からのテロ活動の防止や海上警備・沿岸警備の強化等による国民の安全・安心の確保という所期の目標が達成された。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 31 年の地方税法改正による軽油引取税創設時から、非課税措置がなされていた。 平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は 3 年間の時限措置となり、これが平成 24 年度に延長され、平成 27 年 3 月 31 日までの時限措置となった。</p>
<p>ページ</p>	<p>1 3</p>